

16時だよ!全員点灯 ライト4 (フォー) 運動実施中!

圏総務課地域安全対策係 ☎028(677)6029

日没が早まると、周りが見づらくなるため交通事故が増える傾向にあります。特に、日没前後の「薄暮(はくぼ)」の時間帯は、車と歩行者の重大事故が発生しやすくなっています。

県内においても午後5時頃の交通事故発生が最も多いことから、栃木県警察では「16時だよ!全員点灯」をスローガンに、午後4時に前照灯を点灯する「ライト4 (フォー) 運動」を実施しています。

日没に近い午後4時には前照灯を点灯し、歩行者や自転車を早めに発見し、交通事故を防止しましょう!

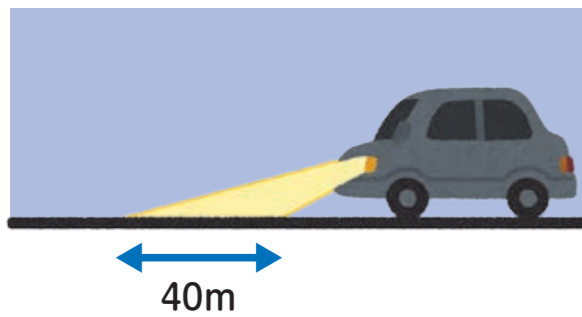
ライト4 (フォー) 運動 期間:10月から2月まで

午後4時に点灯 ライトは原則ハイビーム!

ライトは、対向車などがいる場合を除いて、**ハイビームが原則です。**
歩行者や自転車をいち早く発見するため、ライトをこまめに切替えましょう。

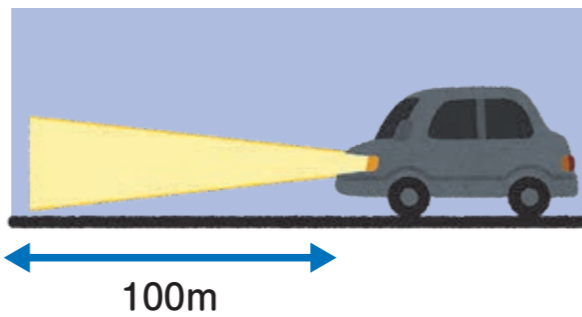
ロービーム

前方40mまでしか照らせません。



ハイビーム **原則**

前方100mまで照らすことができます。



ハイビームを積極的に活用し、見落としや発見の遅れなどによる交通事故を防ぎましょう。



環の町芳賀

～循環型社会
を目指して～

家庭ごみの焼却は禁止です

圏環境対策課環境対策係 ☎028(677)6041

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、家庭から出るごみを屋外焼却することは禁止されています。

これに違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはこの両方を科されます。

野焼きなど、屋外での家庭ごみの焼却は、煙や臭いで近所の人に迷惑を掛けるほか、空気の汚染や火災にもつながります。

町の美しい環境を守るため、ごみの適切な処分にご協力をお願いします。

家庭ごみは燃やさず、ごみステーションへ!

収集当日の8:30までに出し、収集日以外の日や夜間には出さないでください。収集日は、毎月の広報が裏表紙、ごみカレンダーで確認できます。

■ もえるごみ

指定袋に氏名を記入し、地区ごとに決められた週2回の収集日に出してください。



もえるごみ指定袋1枚
(大)50円
(小)30円

※年末年始のもえるごみの収集は、年末は12月30日(木)まで、年始は1月4日(火)からです。

■ もえないごみ

町指定の青色コンテナに入れて、地区ごとに決められた月1回の収集日に出してください。



青色コンテナ1,000円
(もえないごみ・ペットボトル)
※役場環境対策課で購入してください。

■ 資源物

種類、地区ごとの収集日に出してください。

- ・紙類(ひもで十字に結束して出す)
- ・缶類(町指定の黒色コンテナに入れて出す)
- ・ペットボトル(町指定の青色コンテナに入れて出す)
- ・びん類(共用コンテナに入れて出す)
- ・衣類・布類(指定袋で出す)



黒色コンテナ500円(缶類)
※役場環境対策課で
購入してください。



衣類・布類指定袋
1枚10円

無料回収しています!容器包装プラスチック

透明・半透明の袋に入れ、氏名を書いて行政区に加入している人は地域のエコステーションに、加入していない人は町施設(役場、農業者トレーニングセンター、生涯学習センター)にあるエコステーションに出してください。

